

# 社会福祉法人のびのび福祉会 倫理綱領

日曜子ども教室や日曜作業所を出発点とした取り組みは、障がい者・児の「人権」を守り地域の人たちや関係者と「連帯・共同」した取り組みへと発展し地域福祉の充実・変革に繋がってきました。

のびのび福祉会はこうした「人権」「連帯・共同」の視点を引き続き大切にしながら、地域の人たちや利用者家族と「ともにあゆみ」、ニーズに応えた「事業の創造」と「地域福祉の充実」を目指していきたいと考えています。

その人らしい豊かな人生の実現のために支援することが、私たちの責務です。そのため、確固たる倫理観をもって、使命と専門的役割を自覚し、ここに「倫理綱領」を定め支援の向上に努めます。

## 1 生命の尊厳

私たちは、利用者の一人ひとりを、かけがえのない尊い存在として大切にします。

## 2 個人の尊厳

私たちは、利用者を、ひとりの人間としてのその多様な存在を尊重します。

## 3 人権の擁護

私たちは、利用者に対する、合理的配慮の否定を含むあらゆる形態の差別、虐待、プライバシーの侵害、人格無視などの人権侵害を許さず、人としての権利を擁護します。

## 4 虐待の禁止

私たちは、利用者に対し、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待、経済的虐待といかなる虐待も許しません。

## 5 社会への参加

私たちは、利用者が、年齢、障がいの状態等にかかわらず、社会を構成する一員として、自立した生活を営み、社会のさまざまな分野の活動に参加し、生きがいを感じながら生活が送れるよう支援します。

## 6 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、支援者相互に資質の向上を目指し、利用者の一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

私たちは、社会福祉法人の使命と価値の共有を図りながら、利用者のニーズに基づき支援するという原点に立ち戻り、常に自らの支援姿勢を再確認するために具体的な行動規範を別紙に定め、これを遵守します。